広域被災者データベース・システム整備事業推進業務

受託候補者選定に係る企画提案募集要領

令和６年７月

石川県総務部デジタル推進監室

１．企画提案を求める事業の背景及び目的

石川県（以下、「本県」という。）では、令和６年能登半島地震を踏まえ、市町村の区域を跨ぐ広域災害時に被災状況や現在の居所等の把握が困難な避難所外被災者について、県・市町村が連携し、デジタル技術を活用して状況を把握、共有する仕組み（広域被災者データベース・システム）を、県内被災自治体や、都道府県、国（内閣府防災、デジタル庁、デジタル行財政改革会議事務局等）、民間事業者と組織する「広域被災者データベース・システム構築・検討ワーキンググループ（以下「検討ワーキンググループ」という。）」の中で検討し、構築することを目指している。

ついては、広域被災者データベース・システムの整備に必要な具体的なソリューションや要素技術に関する情報収集及び広域被災者データベース・システム、検討ワーキンググループの整備・運用に関し、企画提案を求めるものである。

なお、広域被災者データベース・システムの開発を担う事業者には、「デジタル行財政改革」の基本的考え方に合致し、将来的に国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤への横展開を想定し、広域災害において切れ目のないきめ細やかな被災者支援を展開するためのデジタル基盤の構築に重点的に取り組むことを求めるものである。

２　調達の概要

（１）調達件名及び数量

　　　広域被災者データベース・システム整備事業推進業務　一式

（２）調達内容

　　　広域被災者データベース・システム整備事業推進業務（以下「本業務」という。）

　　　詳細は、広域被災者データベース・システム整備事業推進業務に係る業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

（３）履行場所

　　　仕様書による。

（４）業務期間

　　　契約日から令和７年３月３１日まで

（５）提案上限額

　　　金200,000千円（消費税及び地方消費税含む。）以内

※提案上限額に係る注意点

・提案上限額には、広域被災者データベース・システム構築費用、２（１）に示す運用期間における賃貸借・保守費用等、本業務に係る一切の費用（消費税及び地方消費税、リース料率含む）を含む。

・提案上限額は、契約時の予定価格となるものではなく、本業務全体の規模を示すものである。

　　・提案上限額を超える提案総額を提示した参加者は失格とする。

・提案金額は、消費税及び地方消費税の額（見積金額に100分の10を乗じて得た額。１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を見積金額に加算して合計金額を示すこと。

・受託候補者選定後、本企画提案において提示された提案総額の内容及び金額を再度精査し、契約金額を決定する。

（６）スケジュール

　　　令和６年７月　４日（木）から：公示、企画提案募集要領等の配布開始

７月　９日（火）まで：事業目的等の説明に係るオンライン説明会への参加申込〆切

７月１２日（金）予定：事業目的等の説明に係るオンライン説明会

７月１８日（木）まで：質問書の提出期限

７月２６日（金）まで：企画申込手続き書類の提出期限

７月３０日（火）まで：参加資格確認結果の通知

８月　２日（金）まで：企画提案書の提出期限

８月　５日（月）まで：プレゼンテーションの実施日時の通知

８月　９日（金）予定：プレゼンテーションの実施

８月中旬以降：受託候補者選定結果の通知、契約の締結

３　参加資格

企画提案に参加する者（以下、「参加者」という。）は、以下（１）から（３）に示す要件をすべて満たすこと。

なお、共同企業体で参加する者にあっては、代表者は以下（１）から（３）に示す要件をすべて、代表者以外の構成員にあっては、以下（１）から（２）に示す要件をすべて満たすこと。

（１）次のいずれにも該当しないものであること。

・地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当する者

・県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

・参加申込書の提出期限の翌日から契約の日までの期間に、石川県から指名停止の措置を受けている者

・会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

・役員（役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者をいう。）と認められる者

（２）本企画提案に係るプレゼンテーションの実施日において、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成９年石川県告示第581号）に基づき、令和６年度における競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

（３）令和２年度以降に、国、地方公共団体及び民間企業等が発注する当該業務と同等の業務（同等の機能を有するシステムの構築を伴う業務）を履行した実績を有し、本業務を遂行するに足る能力を有する者であること。

４　企画提案募集要領等の配布

（１）配布資料等

　　　配布資料は以下のとおり、なお、配布資料は本提案に係ること以外には使用しないこと。

　　　・企画提案募集要領（本資料）

・企画提案参加申込書（様式１）

・共同企業体届出書（様式１－１）

・共同企業体協定書（様式１－２）

・提案者概要（様式２）

・業務実績（様式３）

・企画提案書（様式４）

・要求事項対応状況チェックシート（様式５）

・ソフトウエア一覧表（様式６）

・オンライン説明会参加申込書（様式７）

・質問書（様式８）

・辞退届（様式９）

・広域被災者データベース・システム整備事業推進業務に係る業務委託仕様書

・参考資料

参考資料１\_デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ交付決定事業（TYPES\_石川県）

参考資料２\_デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプTYPES募集要項（広域災害において切れ目のないきめ細やかな被災者支援を展開するためのデジタル技術の活用）

　　　　参考資料３\_石川県情報調達共通特記仕様書

参考資料４\_被災者データベースの構築について

参考資料５\_令和６年能登半島地震支援制度のご案内

（２）配布期間

令和６年７月４日（木）から同月31日（水）まで

（３）配布方法

　　　以下の石川県ホームページよりダウンロードすること。

　　　https://www.pref.ishikawa.lg.jp/johosei/wide-area\_disaster\_victim\_database\_system.html

５　事業目的等の説明に係るオンライン説明会

　本事業の背景、目的、本業務に係る委託仕様書及び提案を求める事項及び審査する主な内容等に関して以下のとおり、オンライン説明会を実施する。

（１）参加申し込み

オンライン説明会に参加を希望する者は、申込期間にオンライン説明会参加申込書（様式７）の宛先に電子メールにより提出すること。

　　　宛先：石川県総務部デジタル推進監室地域デジタル推進課（e120300@pref.ishikawa.lg.jp）

（２）申込期間

令和６年７月４日（木）から同月９日（火）午後５時まで

（３）実施予定日時

令和６年７月12日（金）※詳細の時間及び接続先URLは参加申込書を提出した者に別途通知する。

（４）その他

説明会の開催後、アーカイブ動画をオンライン説明会参加申込書又は企画提案書参加申込書を提出した者に公開する。

公開先URLは別途通知する。

６　質問の受付及び回答

（１）提出方法

本企画提案に関して質問のある者は、質問書（様式８）を以下の宛先に電子メールにより提出すること。

宛先：石川県総務部デジタル推進監室地域デジタル推進課（e120300@pref.ishikawa.lg.jp）

（２）受付期間

令和６年７月４日（木）から同月18日（木）午後５時まで

（３）回答方法

質問及び回答の内容を令和６年７月23日（火）までに、 以下の石川県ホームページに随時掲載する。

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/johosei/wide-area\_disaster\_victim\_database\_system.html

７　参加申込手続き

（１）提出方法

　　　企画提案に参加を希望する者は、次の様式に必要な書類等を添付して提出期限までに提出すること。

　　　・企画提案参加申込書（様式１）

　　　・提案者概要（様式２）

　　　・業務実績（様式３）

　　　　共同企業体で参加を希望する者は、上記に加えて次の様式を提出期限までに提出すること。

・共同企業体届出書（様式１－１）

・共同企業体協定書（様式１－２）

（２）提出期限

　　　令和６年７月26日（金）午後５時

（３）提出方法

　　　石川県総務部デジタル推進監室地域デジタル推進課（e120300@pref.ishikawa.lg.jp）に電子メールにより提出すること。

（４）参加資格の確認及び通知

参加資格の確認については、参加申込手続き書類の提出期限をもって行うものとし、資格の有無（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む）を令和６年７月30日（火）までに通知する。

なお、参加資格を認めた場合であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになったときは、当該参加資格を取り消すものとする。

（５）その他

　　　参加申込書の提出後、企画提案を辞退する場合は、辞退届（様式９）を速やかに提出すること。

８　企画提案書の提出

企画提案に参加を希望する者は、企画提案書（様式４）に以下の必要な書類等を添付して提出期限までに提出すること。

（１）企画提案書

ア　提案書の制限事項

（ア）様式は任意とし、横版、縦横比16：9とすること。

（イ）表紙には、表題「広域被災者データベース・システム整備事業企画提案書」を記載し、提案者名を記名すること。

（ウ）頁数は、表紙及び目次を含め100頁以内（（様式５）要求事項対応状況チェックシートを除く）とする。

（エ）企画提案書は、電子データにより提出すること。

イ　提案を求める事項

以下の課題について、提案等すること。

（ア）提案者について【課題１】

提案者について、企業の概要等を説明すること。

提案するシステム及びアジャイルで開発を行う体制等について、本業務と同等の導入実績（導入先や規模を含む｡）、導入時の所要期間や発生した課題と対処方法、導入先の現状（業務改善効果や問題点等)等の事例を用いて具体的に提案すること。

（イ）要求仕様書への対応について【課題２】

仕様書「第３章\_システム整備」に示す要求仕様への対応について、（様式５）要求事項対応状況チェックシートの対応欄に、以下の回答区分により該当する対応を「可」、「その他」、「不可」のいずれかを記載すること。

なお、「可」及び「その他」の対応については、見積提案書に対応に必要な経費を含めること。「不可」と回答した場合は失格とする。

＜回答区分＞

可：提案する内容で実現可能である。

その他：要求仕様とは異なる手法等により同様以上の機能やサービスの提供が可能である。

不可：対応不可又は開発費等を考慮し、本調達では対応できない。

（ウ）広域被災者データベース・システムの整備方針、実装内容について【課題３】

広域被災者データベース・システムの整備に係る考え方及び仕様書の各要件の実現方針と実装内容について、具体的に提案すること。

提案にあたっては、令和６年度能登半島地震における被災者把握の課題と対応（避難所情報の集約及び避難所外被災者へのアウトリーチの実施や被災者自らの情報発信、市町における被災者台帳の作成、他の地方公共団体への台帳情報の提供、災害ケースマネジメント等の被災者に寄り添った支援の実施など）を踏まえて、被災者台帳と広域被災者データベース・システムを活用し、自治体間や民間の支援団体との情報連携による切れ目のないきめ細やかな被災者支援を行うことを前提に提案する構成の特徴及び設計方針、現場に合わせたシステムの迅速な導入、立ち上げ・運用、個人情報の保護・活用に向けたアクセス権の管理、情報セキュリティ対策（安全性)、障害の検出方法や障害発生時の対応方法（信頼性)、広域災害時に被災者支援に係る業務（被災状況の把握・共有、被災者への適切な支援情報の提供、情報の一元化による事務負担の軽減など）での活用に向けて考えられる対応（拡張性）及びソフトウエア等の概要とその特徴について具体的に提案すること。

（エ）事業の実施体制、検討及び開発手法について【課題４】

検討、開発及び導入に係る体制案、担当者を含む役割と権限、アジャイル開発の中心となる担当者の実績(経験）及び資格等を説明し、要件定義、設計、開発、テスト、研修の内容、手法等について具体的に提案すること。

（オ）個人情報の共有の範囲や取り扱いに係る対応の明確化について【課題５】

　　　本業務で実施する個人情報の共有の範囲や取り扱いに係る対応の明確化（個人情報の取り扱いに関する実態把握及び課題、ニーズ抽出アンケート・ヒアリング調査等）について、想定する実施内容及びスケジュールを具体的に提案すること。なお、提案にあたっては令和６年能登半島地震を踏まえ、広域災害時における自治体及び自治体間での個人情報の取扱いに関して検討しておくべきこと、災害対策基本法、個人情報保護法及び地方自治法など法令への対応について、明確化が必要と想定される事例を挙げ、具体的に提案すること。

　　（カ）広域被災者データベース・システムの運用・保守について【課題６】

　　　　　広域被災者データベース・システムに必要と考える運用保守作業の内容と体制を提示し、本県が実施する作業と委託すべき作業について、明確に説明すること。併せて、想定される事例を挙げ、具体的な対応方法等について説明すること。

経費効率化を実現するための手法及び想定される効果についても提示すること。

　　（キ）全国展開への工夫について【課題７】

令和６年能登半島地震と同様の広域的な災害が発生した場合に、地方自治体において本業務で開発するシステムの利用を可能とする工夫について、具体的に提案すること。

（ク）被災者支援を効果的・効率的に行うユースケース（業務改善及びサービス向上など）及び業務全体コストの低減など広域被災者データベース・システムの有効活用に係る提案について【課題８】

広域被災者データベース・システムの有効活用を図る観点から、令和６年能登半島地震において、本県及び県内市町が国や他の地方自治体など多様な関係者と連携して行う被災者支援に係る事業及び今後の災害に備えた平常時の取り組み、事業等におけるシステムの有効活用について、見積の有無に関わらず、具体的に提案すること。提案にあたっては、活用する機能や必要な対応など具体的な対応方法等を提案し、当該事業に必要な経費（イニシャルコスト、ランニングコスト）も併せて提示すること。

　　　　＜被災者支援に関する取り組み、事業（提案例）＞

　　　　・避難所の開設・運営（運営及び生活環境等の把握、環境整備、自主避難所への支援）

　　　　・在宅避難者・車中泊避難者の支援

　　　　・物資支援（調達・輸送、物資調達・輸送調整等支援システムの活用）

　　　　・被災高齢者等把握事業及び見守り相談支援事業

・罹災証明書の発行及び被災者台帳の作成

　　　　・給付及び貸付・融資に係る事業

　　　　＜平常時の取り組み（提案例）＞

　　　　・被災者台帳システム、広域被災者データベース・システムのスムーズな立ち上げに備えた稼働訓練（住民基本台帳やその他関係する住民情報システムから被災者台帳システムへの情報出力及び取り込み、広域被災者データベース・システムへの情報連携、取り込み（LGWAN内のシステムからの自動連携）など）

　　　　・要配慮者の把握、避難行動要支援者名簿の作成、被災者台帳システムへの取り込み

（２）提案書（要約版）

提案書を要約した内容を記載すること。なお、記載にあたっては提案した内容に漏れ等がないよう留意すること。

ア　提案書（要約版）の制限事項

（ア）様式は任意とするが、横版、縦横比16：9とすること。

（イ）表紙には、表題「広域被災者データベース・システム整備事業推進業務企画提案書（要約版）」を記載し、提案者名を記名すること。

（ウ）頁数は、表紙及び目次のほか「７．（１）イ提案を求める事項」の各課題１頁以内とする。

（エ）企画提案書（要約版）は、電子データにより提出すること。

（３）提案書及び提案書（要約版）の作成にあたっての留意事項

ア　仕様書及び参考資料の内容を確実に把握し、実現性、実施方針及び方法等について具体的に記載すること。

イ　導入するシステムについて､確実かつ効果的な運用を実現するための提案者の役割及び作業について、具体的に提案すること。

ウ　契約にあたっては、提案した内容を含めることを前提とし、確実に実現できる内容のみ記載すること。

エ　課題８以外では、提案見積の外に別途費用を要する提案を評価しないため、記載しないこと。

オ　提案は簡潔に記述し、必要に応じて文書を補完する必要な写真、イラスト及びグラフ等を使用すること。

力　使用する文字は、注記等を除き10ポイント以上の大きさとすること。

キ　可能な限り平易な文言を用いて作成し､専門用語を用いる場合も用語の説明を加えるなど工夫すること。

（４）実施計画書

業務全体（検討ワーキンググループの整備・運用及びシステムの開発、テスト、導入及び研修等）のスケジュールについて、次により実施計画書を作成すること。

ア　実施計画書の制限事項

（ア）様式は任意とするが、横版、縦横比16：9とすること。

（イ）表紙には、表題「広域被災者データベース・システム整備事業推進業務実施計画書」を記載し、提案者名を記名すること。

（エ）実施計画書は、電子データにより提出すること。

（５）提案見積書

本調達及び提案に係る一切の費用を見積もった提案見積書に以下の必要な書類を添付して提出すること。

ア　提案見積書の制限事項

（ア）様式は任意とするが、調達に係る費用及び運用保守に係る費用の総額をそれぞれ記載すること。

また、見積もった費用の内訳（ソフトウエアに係る調達、運用保守に係る費用及びサービスの導入）を記載すること。

（イ）運用保守に係る費用に見積りにあたっては、本稼働から５年間に係る費用について、月額、年額及び総額を示すこと。

（ウ）表紙には、表題「広域被災者データベース・システム整備事業推進業務提案見積書」を記載し、提案者名を記名すること。

（エ）見積書は、電子データにより提出すること。

イ　添付する書類

（ア）ソフトウエア一覧表（様式６）

仕様書及び参考資料の要件を勘案し､提案するシステムを構成するソフトウエアについて、一般名、商品名、メーカー名、ライセンス数及び機能等を記載すること。

（６）提出期限

　　　令和６年８月２日（金）午後５時

（７）提出方法

　　　石川県総務部デジタル推進監室地域デジタル推進課（e120300@pref.ishikawa.lg.jp）に電子メールにより提出すること。

（８）その他

ア　提案書の作成に要する費用は、提案者の負担とする。

イ　提出された企画提案書等は、返却しないものとする。

ウ　提出された企画提案害等は、審査に必要な範囲において複製する。

エ　提出された企画提案書等は、審査以外を目的として提案者に無断で使用しない。

９　プレゼンテーションの実施

企画提案書を提出した者に対し、提案した内容等についてプレゼンテーションを求める。

（１）実施日時（予定）

令和６年８月９日（金）※詳細の時間及び会場は別途通知する。

（２）実施場所

金沢市鞍月１丁目１番地　石川県行政庁舎

（３）実施方法

各提案者の企画提案書の説明を受けた後、審査員による質疑を行う。

（４）その他

ア　プレゼンテーシヨンに要する費用は、提案者の負担とする。

イ　プレゼンテーションに使用する資料は、提出された企画提案書及び企画提案書(要約版）とし、その他の資料の使用は、原則認めない。

ウ　プレゼンテーションには､受託した場合に業務を主として担当する者が出席すること。

エ　プレゼンテーションに使用する大型モニターは、石川県において準備する。

その他必要な機材については、提案者が準備すること。

オ　プレゼンテーションは、非公開で行うものとする。

カ　リモートでの実施も可とする。

10　企画提案の審査

本企画提案の審査にあたっては、広域被災者データベース・システム整備事業推進業務プロポーザル審査委員会において、企画提案書及びプレゼンテーション（質疑応答を含む｡）の内容を審査し、最も優れた提案をした者を受託候補者として選定する。

（１）審査基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 審査項目 | 提案を求める事項 | 審査する主な内容 | 配点 |
| 提案内容 | 【課題１】提案者について | ・十分な能力があるか。・経営状況等に問題はないか。 | 90点 |
| 【課題２】要求仕様書への対応について | ・要求する仕様に対応できているか。 |
| 【課題３】基盤整備の方針､実装内容について | ・国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針に沿った整備方針、事業内容となっているか。・「デジタル行財政改革」の基本的考え方に合致し、将来的に国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤への横展開を想定した内容となっているか。・令和６年能登半島地震での課題等を踏まえた整備方針、事業内容となっているか。・広域災害において、当該システムが果たすべき役割が十分考慮されているか。・十分な機能及び性能が確保されているか。・実施内容は具体的かつ十分考慮されているか。 |
| 【課題４】事業の実施体制、検討及び開発手法について | ・事業の実施体制、各主体の役割が明確化されているか。・検討ワーキンググループでの議論を踏まえたアジャイルな開発への対応がなされているか。・検討すべき事項、作業内容の網羅性と明確なスケジュールが示されているか。・国が示す計画、指針、ガイドライン・政策等への対応が十分考慮されているか。・KPIの測定手法について具体的に示されているか。 |
| 【課題５】個人情報の共有の範囲や取り扱いに係る対応の明確化について | ・具体的かつ現実的な提案がなされているか。・災害に関する関係法令等への対応が十分考慮されているか。・個人情報に関する関係法令等への対応が十分考慮されているか。 |
| 【課題６】広域被災者データベース・システムの運用・保守について | ・導入後も十分な対応がなされるか。・経済性に優れているか。 |
| 【課題７】全国展開への工夫について | ・他自治体における円滑な検討・導入等を踏まえ、全国展開に向けた具体的な工夫・取組内容が示されているか。 |
| 【課題８】被災者支援を効果的・効率的に行うユースケース（業務改善及びサービス向上など）及び業務全体コストの低減など広域被災者データベース・システムの有効活用に係る提案について | ・広域災害における広域自治体の果たすべき役割が考慮されているか。・具体的かつ現実的な提案がなされているか。・技術進展の状況を十分に把握しているか。 |
| プレゼンテーション | ・提案内容等が明確に説明されているか。 |
| 価格 | 提案見積書 | イニシャルコスト及びランニングコスト（５年） | 10点 |

（２）審査にあたって評価する事項

本企画提案の審査にあたっては、

・提案者に十分な能力があるか。

・システムは十分な機能、性能、信頼性、安全性及び拡張性を有しているか。

・本稼働に向け、十分な体制で業務に臨めるか。

・国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針や「デジタル行財政改革」の基本的考え方に合致し、将来的に国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤の整備・横展開を想定した内容となっているか。

・令和６年能登半島地震での現状・課題を踏まえた内容となっているか。

・広域災害において、当該システムが果たすべき役割が十分考慮されているか。

・導入後も十分な対応がなされるか。

・経済性に優れているか。

などについて、企画提案書及びプレゼンテーションの内容から評価するものとする。

11　受託候補者の選定に関する事項

　　受託候補者の選定にあたっては、広域被災者データベース・システム整備事業推進業務プロポーザル審査委員会において、企画提案書及び企画提案書に係るプレゼンテーション等の内容を審査し、最も優れた提案をした者を受託候補者として選定する。

（１）選定結果の通知

　　　選定結果は、プレゼンテーションに参加した者に対し、書面により通知する。

（２）通知予定時期

　　　令和６年８月中旬

（３）非選定者に対する理由の説明

非選定の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して７日（石川県の休日を定める条例第１条に規定する県の休日を含まない｡）以内に書面により、説明を求めることができる。

なお、その回答は､その理由について説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により行う。

12　契約手続きに関する事項

　　契約にあたっては、選定された受託候補者と契約交渉を行うものとし、提案された内容のみに限定せず協議した上で、契約書に仕様及び金額等の内容を定め、契約を締結するものとする。

（１）契約予定時期

　　令和６年８月中旬

13　その他

（１）企画提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）本調達について疑義がある場合は、当該実施要領に定める質問書により質問すること。

契約予定者の選定後における調達仕様書の解釈は、石川県によるものとする。

（３）参加申込書や企画提案書が以下の条件の一に該当する場合は無効とすることがある。

ア　提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

イ　作成様式（書式）及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ　記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ　許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

力　虚偽の内容が記載されているもの。

（４）選定された受託候補者が参加資格を満たしていない場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

（５）提出された全ての書類は､石川県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書(個人情報等は非公開）となるが、提案者に無断で公開しない。

（６）参加申込書や企画提案書の受理後の差し替え及び訂正は、原則として認めない。

（７）本要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、個人情報の保護に関する法律、その関係法令及び石川県財務規則並びにその他の石川県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

14　問合せ先

　　〒920-8580　金沢市鞍月１丁目１番地（行政庁舎５階）

　　石川県総務部デジタル推進監室地域デジタル推進課地域DX企画グループ

　　電話番号　076-225-1243

　　電子メール　e120300@pref.ishikawa.lg.jp